

# 日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会 との間の高齢者介護の協力に関する行動計画

日本国厚生労働省及び中華人民共和国国家衛生健康委員会（以下、単独で「一方」といい、総称して「双方」という。）は以下の点について認識する。

高齢化は、社会の経済発展及び保健システムの持続的な発展に対して継続的に挑戦をもたらしており、日中両国は、高齢化への対処について、多くの面で協力できることが見込まれ、高齢者介護は、積極的に高齢化に対応するための重要な分野であり、高齢化がもたらした保健分野への挑戦に共同に対応するため、「日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会との間の衛生及び医学科学に関する協力覚書」の枠組みの下で、高齢者介護の分野における協力を一層強化する。

双方は、協議を通じて、以下の行動計画を実施することについて一致した。

## 第一項 全体的な目標

平等互恵の原則の下で、双方は本行動計画を実施し、高齢者介護の分野の協力を促進する。なお、本行動計画は双方の共通認識を反映するものであり、いかなる法律上の権利及び義務をも生じさせない。

## 第二項 活動分野

双方は、以下の分野において、優先的に協力を強化し、発展させる。

- 一、高齢者介護制度及び政策（高齢者介護制度の枠組み、介護人材の配置及び介護費用の支払方式を含む。）
- 二、高齢者介護サービス（介護に関する継続的な教育、ケアマネジメント、介護の質及び基準並びに制度構築を含む。）
- 三、専門的人材の育成（高齢者介護サービス、健康づくり、認知症施策、地域包括ケア並びにリハビリ管理及び慢性疾患管理を担う人材の育成及び研修を含む。）
- 四、高齢者介護に関する情報化システムの構築及び管理
- 五、双方により共同で決定される、その他の関心分野

### 第三項 協力の方式

双方は、本行動計画に基づいて、以下の方式で協力活動を行うことに同意する。

- 一、情報交換及び科学技術に関する交流
- 二、関係者及び専門家の相互訪問
- 三、関連する会議の開催
- 四、特定課題の共同研究
- 五、高齢者介護に係る団体等関連機関間の直接の協力
- 六、研修協力の展開

### 第四項 資金

- 一、双方は、本行動計画の下での協力プロジェクトの資金源を共同で決定する。
- 二、原則として、交通費、食費及び宿泊費を含む旅費は、相手国を訪問する一方が負担する。ただし、状況に応じて双方がその負担について協議することを妨げない。
- 三、本行動計画における協力プロジェクトは、双方で定めた経費の範囲内で実施される。

## 第五項 協議

双方は、一方からの要求に応じて、本行動計画に関する事項について双方で協議し、相互信頼の精神に基づいて、生じうる困難及び誤解を解決するように共に尽力する。

## 第六項 期間及び終了

本行動計画は、署名の日から開始され、期間は5年とする。本行動計画の下での協力を終了させる場合、いずれか一方が、協力期間が終了する6か月前までに、書面で本行動計画の下での協力を終了させることを通知する。一方が他方に書面で通知しない限り、自動的に更に5年間更新される。

本行動計画は2023年12月3日に同等の価値を有する日本語及び中国語で、それぞれ2通の原本に署名された。

日本国

厚生労働省

中華人民共和国

国家衛生健康委員会